

「つちうら^カカレー^リ屋^ニ物語」事業者部会規約

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規約は、土浦市独自の「食」の歴史・文化を活かし、個性的なまちづくりを進める「食のまちづくり事業」の一環として「カレーのまち土浦」を目指すため、「つちうら^カカレー^リ屋^ニ物語」の参加者を募り、土浦市にゆかりのあるカレーの普及に努め、多くの市民と協働しながら、土浦市の魅力アップを図り、まちの賑わいを創出と活性化に寄与することを目的とする。

（名 称）

第2条 本部会の名称は、「つちうら^カカレー^リ屋^ニ物語」事業者部会と称する。

（事 務 所）

第3条 本部会の事務所は、土浦商工会議所に置く。

第2章 事 業

（事 業）

第4条 本部会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「つちうら^カカレー^リ屋^ニ物語」の普及事業
- (2) 会員の共同宣伝事業
- (3) 会員の調理技術向上及び新商品開発のための研究事業
- (4) つちうら^カカレー^リ屋^ニ物語の登録及び認定事業
- (5) イベント等への参加
- (6) その他本部会の目的達成に必要な事業。

（定 義）

第5条 「つちうら^カカレー^リ屋^ニ物語」は、部会登録をした飲食店及び登録店以外で事業目的に賛同する食に関係する団体等の扱うオリジナルカレーメニューを言う。

2 第1項のオリジナルカレーメニューは、「カレーライス」にこだわらず、「カレー料理全般」とする。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本部会の会員（以下、「会員」という。）は、原則的に土浦商工会議所の会員事業所で、本部会の事業の目的に賛同する者とする。

(会員登録)

第7条 会員の登録を希望する者は、別に定める登録申込書により役員会の承認を得て本部会に登録する。

(脱 退)

第8条 会員は、部会に脱退の30日前までに脱退届出書で通知し、事業年度の終わりにおいて本部会を脱退することができる。

2 前項のほか、次に掲げる場合は、会員の資格を失う。

- (1) 会員たる資格を喪失した場合
- (2) 死亡、又は事業の閉鎖、廃業した場合
- (3) 除名された場合

(除 名)

第9条 本部会は、次の各号に該当する会員を除名することができる。

- (1) 本部会の体面を著しく傷つける行為のあったもの
- (2) 本部会の目的遂行に反する行為のあったもの
- (3) 本部会の会員たる義務を怠ったもの

(届 出)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を部会に届け出なくてはならない。

- (1) 氏名もしくは名称・住所に変更があった場合
- (2) 事業の閉鎖、廃業をする場合
- (3) その他会員たる資格の喪失をきたすべき事実があった場合

(権利喪失)

第11条 会員たる資格を失った者及び会員の都合により本部会を脱退した者については、会費その他 負担金等は一切払い戻さない。

2 脱退した会員は、脱退前の未納金を完納する義務を負い、本部会に対する一切の権利を失う。

(権利譲渡)

第12条 会員であることにより生じる権利は、他のものにしてはならない。

第4章 役員

(役員)

第13条 本部に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	4名
監事	2名
参与	1名

(役員を選任)

第14条 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第15条 部会長は、部会を代表し、部会の職務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、副部会長のうちから予め定めた者が、その職務を代理する。
- 3 監事は、本部会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。

- 2 役員は、再任することができる。

(顧問)

第17条 本部会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会において決定する。

第5章 総会及び役員会等

(総会)

第18条 総会は、毎事業年度終了後に開催する通常総会及び、必要に応じて開催する臨時総会とし、部会長が召集する。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定または変更もしくは廃止
- (2) 事業計画並びに収支予算の決定
- (3) 事業報告並びに収支決算の承認
- (4) その他総会において必要と認める事項

(総会の議決)

第20条 総会は、会員の過半数をもって成立する。

- 2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第21条 本部会に役員会をおく。

- 2 役員会は、部会長と副部会長をもって組織する。
- 3 役員会は、総会に提出する議案の審議をする。
- 4 役員会は、事業の実行計画案等の案件について審議するとともに、実行及び運営について決定すし、必要と思われる案件については総会に提出する。
- 5 役員会は、本部会の業務の執行に関し重要な事項を議決する。

(認定委員会及び認定)

第22条 本部会に「つちうら^みか^り厘物語」認定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 土浦市食のまちづくり推進協議会名誉会長
 - (2) 事業者部会顧問
 - (3) 土浦商工会議所会頭
 - (4) 社団法人土浦市観光協会会長
 - (5) 土浦市食のまちづくり推進協議会長
 - (6) 土浦市食のまちづくり検討委員長
 - (7) 学識経験者
 - (8) その他部会長が指名するもの
- 3 委員会は、部会に登録した「つちうら^みか^り厘物語」のうち、特に地産地消やスローフードの考えに基づき、会員が制作したオリジナルカレーメニュー（以下「認定メニュー」という。）を別に定める基準により審議し、認定の可否を決定する。
- 4 委員会は、認定することを可としたものに事業所ごとに認定証を発行する。ただし、土浦商工会議所女性会の制作するメニューは認定に準ずるものとする。
- 5 認定証を受領したもの（以下、「認定店」という。）は、別に定める「つちうら^みか^り厘物語認定五箇条」を遵守し、従わなければならない。

(認定店の解除及び取消し)

第23条 認定店の解除及び取消しは、第8条及び第11条の規定を準用する。なお、認定店の解除又は、取消しを受けたものは、速やかに認定証を返却しなければならない。

第6章 会 計

(会 費)

第24条 本部会の会費は、年額6,000円とし、部会が指定する金融機関の口座へ納入するものとする。

(事業年度)

第25条 本部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第26条 この規約に定めない事項については、役員会の議決により定める。

(付 則)

この規約は平成18年10月30日から施行する。

第13条関係（役員）

役 職	氏 名	
部 会 長	村山昭一郎	土浦旅館組合長
副部長	藤澤 一志	中華の福来軒
〃	中台 義浩	レストラン中台
〃	鈴木 淳一	千勝堂本店
〃	欠 員	
監 事	大川 幸一	食のまちづくり企画部長
〃	欠 員	
参 与	堀越 雄二	食のまちづくり検討委員長

第22条関係（認定委員会）

役 職	氏 名	
	中川 清	土浦市食のまちづくり推進協議会名誉会長・土浦市長
	森 幸男	事業者部会顧問・「パク森」オーナー
委 員 長	鈴木 輝明	土浦市食のまちづくり推進協議会会長
副委員長	堀越 雄二	土浦市食のまちづくり検討委員長
	山口 雄三	土浦商工会議所会頭
	石塚ナツ子	料理研究家（学識経験者）

第22条関係（認定）

「つちうら咖哩物語」認定メニュー要項

1 目 的

この基準は、「つちうら咖哩物語」事業者部会登録店の制作メニューを審議し、認定メニューを決定するため基準を定め、公正な審査を行うことを目的とする。

2 認定基準

認定メニューの決定については、次の事項を基に審議し、決定する。

- (1) 地元で生産される「レンコン」又は「地元醤油」等を必ず取り入れること
- (2) 地元製品の使い方が優れているもの
- (3) 料理の味が優れているもの
- (4) カレー独特のスパイスの香りに優れているもの
- (5) メニューの色合いに優れているもの
- (6) メニューの盛り付け等に工夫がされているもの
- (7) メニューが創造性に富んでいるもの
- (8) 「つちうら咖哩物語」認定五箇条を遵守できるもの

3 審査方法

「つちうら咖哩物語」認定は、委員会の全員一致をもって決定する。

4 この規約に定めない事項については、部会長が認定委員会に諮り定める。